

(案)

【資料1】

東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定：平成17年 3月30日

改正：平成18年 7月 6日

改正：平成22年 7月28日

改正：平成23年10月19日

改正：平成28年 1月25日

改正：平成29年10月30日

改正：令和 元年12月10日

改正：令和 4年10月31日

改正：令和 5年11月28日

1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

3. 組織

推進会議は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成する。

- (1) 構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2) 推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

4. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ推進会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

5. 事務局

推進会議の事務局は、東北経済産業局、東北地方環境事務所とし、会議の運営について、東北農政局、東北運輸局、東北地方整備局が協力する。

【別表】

東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議構成員名簿

農林水産省東北農政局 企画調整室長

林野庁東北森林管理局 森林整備部長

経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長

国土交通省東北地方整備局 企画部長

国土交通省北陸地方整備局 企画部長

国土交通省東北運輸局 交通政策部長

環境省東北地方環境事務所 所長

気象庁仙台管区気象台 気象防災部長

青森県 環境生活部長

岩手県 環境生活部長

宮城県 環境生活部長

秋田県 生活環境部長

山形県 環境エネルギー部長

福島県 生活環境部長

仙台市 環境局長

東北電力株式会社 グループ戦略部門

カーボンニュートラル推進ユニット部長

一般社団法人日本ガス協会東北部会 副部会長

E N E O S株式会社仙台製油所 仙台製油所製油技術グループ

グループマネージャー

東北トラック協会 常務理事

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 東北本部企画総務部

経営戦略ユニットリーダー

一般財団法人省エネルギーセンター東北支部 副支部長

一般社団法人東北経済連合会 地域活性化ユニット経済政策グループ部長

東北六県商工会議所連合会 会長

秋田県消費者協会 副会長

宮城県消費者団体連絡協議会 会長

N P O法人青森県環境パートナーシップセンター（青森県地球温暖化防止活動推進センター）

（青森市地球温暖化防止活動推進センター）代表理事

N P O法人環境パートナーシップいわて（岩手県地球温暖化防止活動推進センター） 代表理事・センター長

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（宮城県地球温暖化防止活動推進センター）理事・センター長

認定N P O法人環境あきた県民フォーラム（秋田県地球温暖化防止活動推進センター） 理事長

N P O法人環境ネットやまがた（山形県地球温暖化防止活動推進センター） センター長

N P O法人うつくしま N P O ネットワーク（福島県地球温暖化防止活動推進センター） 理事・センター長

一般社団法人あきた地球環境会議（秋田市地球温暖化活動推進センター）代表理事

東北芸術工科大学デザイン工学部 教授 三浦秀一

国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科 研究科長・教授 川田達也

青森市 環境部長

八戸市 市民環境部長

盛岡市 環境部長

秋田市 環境部長

山形市 環境部長

福島市 環境部長

郡山市 環境部長

いわき市 生活環境部長